

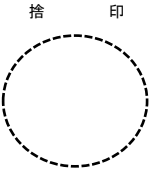
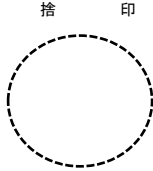
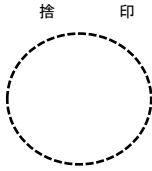
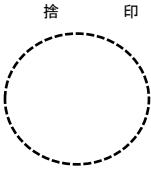
印紙

1千万円以下1万円

500万円以下2千円

100万円以下1千円

50万円以下400円



金銭消費貸借契約証書

(フラットプラスローン)

借入日 令和 年 月 日

株式会社カシワバラ・アシスト 御中
東京都港区港南一丁目2番70号
貸金業登録番号 関東財務局長(7)第01433号

債 務 者	住所	実印
	氏名	
連 帯 債 務 者	住所	実印
	氏名	
抵 当 権 設 定 者	住所	実印
	氏名	
抵 当 権 設 定 者	住所	実印
	氏名	

債務者（連帯債務の場合は、特に断りのない限り債務者全員をいいます。以下同じ。）は、後期規定を承知の上、下記借入要項のとおり金銭を借り入れました。

[借 入 要 項]

1 借入金額及び返済期間等

借入金額	金 万円	返済内訳	毎月返済分	金 万円
			6か月毎増額返済分	金 万円
借入期間	年			
返済期限	令和 年 月 日			

2 借入金の使途

借入金の使途は、次の () とします。

(1) 債務者が自ら居住するための住宅で主としてその居住の用に供するもの（以下「主たる住宅」といいます。）の取得（建設又は購入）資金

(2) 債務者が自ら居住するための住宅で主としてその居住の用に供している住宅以外のもの（以下「従たる住宅」といいます。）の取得（建設又は購入）資金

(3) 借入れの際届け出た親族が居住するための住宅の取得（建設又は購入）資金

(4) 主たる住宅の取得（建設又は購入）資金の借換えのための資金

(5) 従たる住宅の取得（建設又は購入）資金の借換えのための資金

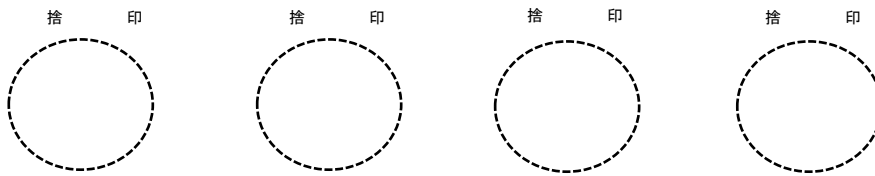
(6) 借入の際届け出た親族が居住するための住宅の取得（建設又は購入）資金の借換えのための資金（取得対象住宅の表示）

債務者が貴社と 令和 年 月 日 付で締結した長期固定金利型住宅ローンに係わる金銭消費貸借契約証書の「借入に関する重要事項」「2 借入金の使途」の「取得対象住宅の表示」に記載された住宅と同じ。

3 借入利率

(1) 当初借入利率 年 % (変動金利)

金融機関使用欄	案件番号	
お客様名	様分	



(2) 借入利率の変更

- ア 借入利率は、借入時における貴社所定の基準利率(以下「基準利率」といいます。)に

年	%
---	---

 を加算した利率とします。貴社所定の基準利率とは、貴社が基準として定めた銀行（三菱UFJ銀行）における短期プライムレートとします。
- イ 金融情勢の変化その他の理由により基準利率が廃止された場合には、基準利率を一般に変更するものとし、変更後、初回における前回との比較は貸主が相当と認める方法によるものとします。変更にあたっては、あらかじめ書面により通知します。

(3) 借入利率の引下げ幅又は引上げ幅の算出基準日と変更日

- ア 毎年4月1日と10月1日（以下「基準日」といいます。）に、その日の基準利率と前回基準日の基準利率（借入後最初に到来する基準日については、当初借入利率となる借入日の日の基準利率）とを比較して、利率差が生じた場合、その差と同幅で借入利率を引下げ又は引上げます。
- イ アにより借入利率を変更する場合、変更後の借入利率の適用開始日は基準日が4月1日の場合は同年6月、10月の場合は同年12月のそれぞれ約定返済日の翌日とします。6か月毎増額返済がある場合も同様とします。ただし、初回の借入利率変更は、借入日から6か月を経過した後に到来する6月又は12月のそれぞれ約定返済日の翌日とします。
- ウ 借入利率が変更される場合、貸主は変更後最初に到来する約定返済日までに変更後の利率、毎回返済額（元金、利息の内訳）などを書面にて通知するものとします。

(4) 借入利率の変更にもなう返済額の変更

借入利率の変更が行われた場合は、借入要項にかかわらず新利率・残存元金・残存期間等に基づいて算出した新返済額を支払うものとします。

4 返済日

	毎月返済分	6か月毎増額返済分
第1回返済日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
第2回目以降の返済日	毎月 6 日	毎年 月 日 毎年 月 日

5 返済の方式、利率

(1) 返済方式

元利均等返済

(2) 毎回の利息額

利息額は、次により計算した額を毎回の返済日（その日が休日（銀行法（昭和56年法律第59号）第15条及び銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条に定める休日をいいます。以下同じ。）の場合には、その日の翌営業日（営業日は休日以外の日をいいます。以下同じ。））。以下同じ。）に後払いします。

ア 毎月返済分の利息額＝毎月返済分の元金残高×年利率×1/12

イ 6か月毎増額返済分の利息額＝6か月毎増額返済分の元金残高×年利率×6/12

ウ 借入日から30営業日を超えて、初めて迎える約定返済日（6日）を第1回返済日とします。このため借入日から第1回返済日までの期間中に約定返済日（6日）がある場合、その約定返済日までの1か月未満の端数日数については1年を365日として、日割りで計算し、約定返済日から第1回返済日までの期間を月割りで計算します。借入日が約定返済日（6日）の場合は、月割りのみで計算しますので、第1回返済額は毎回の返済額と異なります。

エ 当初借入利率が変更になった場合の元利金返済額は第3項の(4)によるものとします。

オ 最終回返済額は利息計算の端数処理のため、毎回の返済額とは異なる場合があります。

(3) 6か月毎増額返済分の返済日には、増額返済額を毎月の返済額に加えて返済するものとします。

(4) 元利均等返済方式による場合、毎回の元利金返済額は均等とします。

(5) 債務者は、元利金返済のため各返済日までに毎回の元利金返済額（6か月毎増額返済併用の場合には、増額返済日に増額返済額を毎月返済額に加えた額。以下同じ。）相当額を返済用預金口座に預け入れ、自動引落で返済するものとします。

(6) 債務者は毎回の返済日までに毎回の元利金の支払いを行うことができなかった場合には貸主の指示に従い、毎回の元利金に相当する金額と延滞損害金の合計額を貸主の指定する口座に振り込むことにより支払うものとします。

(7) 債務者は、第2条による繰上返済を行う場合にあっては、貸主の指示に従い支払うものとします。

6 融資手数料

融資手数料は

--

 円（融資金額の1.0%に消費税を加算した額となり、最低手数料は、50,000円に消費税を加算した額）とし、借入金より差引の方法で支払うものとします。ただし、借入金において債務者の支払う利息（みなし利息である事務手数料を含みます。）が利息制限法第1条に規定する利率を超える場合、その超過した利息は、債務者に返還するものとします。

7 住宅融資保険

ア 債務者は、この契約に基づく債務について、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）を保険者とする住宅融資保険が付保されることを承諾します。

イ 債務者は、貸主が住宅融資保険金を受領した場合、受領した保険金額の範囲内で機構が保険代位することをあらかじめ承諾します。

ウ 債務者は、機構が保険代位した場合、貸主が機構からの委託により本契約に基づく債権の管理及び回収の業務を行うこと並びに機構から別段の通知があった場合を除き、貸主を機構の業務受託者として取り扱うことを承諾します。

[規 定]

第1条（抵当権設定）

- 1 債務者及び抵当権設定者は、この契約に基づく債務を担保するため、貴社の指示するところに従い、この契約成立後直ちに別途定める抵当権設定契約を締結し、貸主を抵当権者とする第2順位（第1順位の抵当権者は、機構になります。）の抵当権を設定します。
- 2 担保価値の減少、債務者の信用不安その他の事由が生じた場合、債務者は、貸主の請求に基づき、遅滞なく本契約に基づく貸主の債権を保全するに足る担保を追加し、あるいは変更して提供するものとします。
- 3 債務者及び抵当権設定者は、担保について現状を変更し、又は第三者のために権利を設定若しくは譲渡するときは、あらかじめ書面により貸主の承諾を得るものとします。
- 4 貸主は、債務者が期限の利益を喪失した場合、法定の手続きによらず、一般に妥当と認められる方法により担保を取立て又は処分し、その取得金から諸経費を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず、本契約に基づく債務の返済にあてることができます。この場合、なお債務者に残債務がある場合には、債務者はただちに返済するものとします。
- 5 債務者及び抵当権設定者の提供した抵当物件につき、災害、事故その他の債権者の責めによらない事由により損害が生じた場合、貸主は、これにつき、責任を負いません。
- 6 抵当権抹消の登記に必要な書類は、貸主が本契約に基づく債務の完済を確認できたことを条件として抵当物件の所有者又はその代理人宛に交付されるものとします。当該書類の交付は、貸主が特に認めた場合を除き、郵送にて行われるものとします。
- 7 債務者及び抵当権設定者は、借入金の目的となった抵当物件を適正に維持管理するものとします。

第2条（繰上返済）

- 1 債務者は、借入要項の規定によらず、期限前にこの契約に基づく債務の全部又は一部を繰り上げて返済することができるものとし、この場合は、繰上返済しようとする日（以下「繰上返済日」といいます。）の1か月前までに貸主に通知し、申請書を提出するものとします。
- 2 繰上返済日までに発生した利息は、貸主が定める方法により計算し、繰上返済日に支払います。
- 3 この契約に基づく債務の一部を繰上返済する場合は、前2項の規定によるほか、次の表1（毎回の元利金返済額を変えずに返済期間を短縮する方法。以下「返済期間短縮型」といいます。）又は表2（返済期間を変えずに毎回の元利金返済額を減らす方法。以下「返済額見直し型」といいます。）に定めるところによります。ただし、債務者が貸主に対してこれにより難い事由を申し出た場合において貸主が承認したときは、貸主が定めるところによります。
- 4 債務者は、本条に基づく繰上返済を行う場合、貸主の指示のもと貸主所定の繰上返済手数料を支払うものとします。

表1 返済期間短縮型

(1) 繰上返済のできる日	借入要項に定める毎回の返済日とします。
(2) 繰上返済のできる金額	30万円以上の金額で、かつ、借入要項の借入金額（以下「借入金」といいます。）について次のア又はイの場合に応じ、それぞれに定める金額とします。ただし、元利均等返済にあつては、借入要項の利率の欄に定めるところにより利率が変更される場合において、借入金について、繰上返済日から繰上返済日に適用されている利率が変更される日の前日までに返済すべき元金相当額を超える額を繰上返済するときは貸主が定める額とします。 ア 毎月返済分のみである場合は、繰上返済日に続く月単位の返済元金相当額の整数倍 イ 6か月毎増額返済分との併用である場合 次の(ア)と(イ)の合計額 (ア) 繰上返済日に続く6の整数倍の回数分の毎月返済分の元金相当額 (イ) (ア)に併せて返済すべき6か月毎増額返済分の元金相当額
(3) 繰上返済後の返済期間	(2)により繰上返済した回数分に対応する期間を短縮した期間とします。
(4) 繰上返済後の毎回の元利金返済額	借入要項に定める額とします。ただし、元利均等返済にあつては借入要項の利率の欄に定めるところにより利率が変更される場合における借入金の利率変更後の毎回の元利金返済額は、貸主が定めるところにより算出した額とします。

表2 返済額見直し型

(1) 繰上返済のできる日	借入要項に定める毎回の返済日とします。
(2) 繰上返済のできる金額	30万円以上の金額とします。
(3) 最終返済日	借入要項に定める日とします。（返済期間は変更になりません。）。
(4) 繰上返済後の毎回の元利金返済額	貸主が定めるところにより算出した額とします。

第3条（期限前の全額返済義務）

1 債務者は、債務者（債務者又は連帯債務者のいずれか一人）について次の(1)から(12)までのいずれかに該当し、又は抵当権設定者について(12)に該当し、貸主が債務者に書面により返済請求を發したときは、債務者に請求が到達した日にこの契約に基づく債務の全部又は一部につき期限の利益を失い、借入要項に定める返済方法によらず、直ちにその債務を返済します。

(1) 次のいずれかに該当するとき。

ア 借入金の使途が借入要項2の(1)又は(4)に掲げる資金の場合において、借入要項2の取得対象住宅の表示欄に記載した住宅（以下「取得対象住宅」といいます。）以外の住宅について機構から主たる住宅の建設資金、購入資金若しくは改良資金の借入れをしていたとき、又は取得対象住宅以外の住宅について主たる住宅の建設資金若しくは購入資金として機構以外の第三者から借入れをし、その借入れについて独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）第13条第1項第1号（この契約の締結日以後に法律改正があった場合は、改正後のこの法律の該当条項）の貸付債権の譲受けが行われていたとき、若しくはその借入れについて住宅融資保険法（昭和30年法律第63号）第5条第2項（この契約の締結日以後に法律改正があった場合は、改正後のこの法律の該当条項）に定める保険関係が成立していたとき。

イ 借入金の使途が借入要項2の(1)又は(4)に掲げる資金の場合において、取得対象住宅以外の住宅について解散前の住宅金融公庫（以下「旧公庫」といいます。）から主たる住宅の建設資金、購入資金若しくは改良資金の借入れをしていたとき（取得対象住宅以外の住宅について、旧公庫の貸付金に係る長期分譲住宅を購入していたときを含みます。）、又は取得対象住宅以外の住宅について主たる住宅の建設資金若しくは購入資金として旧公庫以外の第三者から借入れをし、その借入れについて旧公庫が廃止前の住宅金融公庫法第17条第9項第1号に掲げる業務によりその貸付債権を譲り受けていたとき、若しくはその借入れについて旧公庫が独立行政法人住宅金融支援機構法附則第14条の規定による改正前の住宅融資保険法第5条第2項に定める保険関係を成立させていたとき。

ウ 借入金の使途が借入要項2の(2)又は(5)に掲げる資金の場合において、取得対象住宅以外の住宅について機構から従たる住宅の建設資金、購入資金若しくは改良資金の借入れをしていたとき、又は取得対象住宅以外の住宅について従たる住宅の建設資金若しくは購入資金として機構以外の第三者から借入れをし、その借入れについて独立行政法人住宅金融支援機構法第13条第1項第1号（この契約の締結日以後に法律改正があった場合は、改正後のこの法律の該当条項）の貸付債権の譲受けが行われていたとき、若しくはその借入れについて住宅融資保険法第5条第2項（この契約の締結日以後に法律改正があった場合は、改正後のこの法律の該当条項）に定める保険関係が成立していたとき。

エ 借入金の使途が借入要項2の(2)又は(5)に掲げる資金の場合において、取得対象住宅以外の住宅について旧公庫から従たる住宅の建設資金、購入資金若しくは改良資金の借入れをしていたとき（旧公庫の貸付金に係る長期分譲住宅を購入していたときを含みます。）、又は取得対象住宅以外の住宅について従たる住宅の建設資金若しくは購入資金として旧公庫以外の第三者から借入れをし、その借入れについて旧公庫が廃止前の住宅金融公庫法第17条第9項第1号に掲げる業務によりその貸付債権を譲り受けていたとき、若しくはその借入れについて旧公庫が独立行政法人住宅金融支援機構法附則第14条の規定による改正前の住宅融資保険法第5条第2項に定める保険関係を成立させていたとき。

(2) 借入金を借入要項で定めた借入金の使途以外の使途に使用したとき。

(3) 貸主の承諾を得ないで取得対象住宅又はその敷地若しくは借地権を第三者に譲渡したとき。

(4) ア 借入金の使途が借入要項2の(1)又は(4)に掲げる資金の場合

(イ) 貸主に届け出ないで取得対象住宅に自ら居住しなかったとき。

(ロ) 貸主の承諾を得ないで取得対象住宅を住宅以外の用途に使用したとき。

イ 借入金の使途が借入要項2の(2)又は(5)に掲げる資金の場合

(イ) 取得対象住宅に自ら居住しなかったとき。

(ロ) 取得対象住宅を住宅以外の用途に使用したとき。

ウ 借入金の使途が借入要項2の(3)又は(6)に掲げる資金の場合

(イ) 貸主に届け出ないで借入れの際届け出た親族を取得対象住宅に居住させなかったとき。

(ロ) 貸主の承諾を得ないで取得対象住宅を住宅以外の用途に使用させたとき。

(5) 6か月以上毎回の元利金の返済をしなかったとき又は正当な理由がなくて毎回の元利金の返済を怠ったとき。

(6) 支払停止若しくは手形交換所の取引停止処分があったとき又は破産手続開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に定める再生手続開始の申立てがあったとき。

(7) 抵当物件について差押え又は競売手続の開始があったとき。

(8) 抵当物件が滅失し、損傷し、又は著しく減価したとき。

(9) 取得対象住宅の敷地の使用権原を失ったとき。

(10) 抵当物件が法令により収用され、又は使用されたとき。

(11) 貸主に提出した書類に虚偽があったとき又は二重申込みその他不正な方法により借入れをしていたとき。

(12) (1)から(11)までに掲げるもののほか、貸主若しくは貸主から債権譲渡を受けた者の債権を侵害すべき行為をしたとき又はこの契約、第1条の規定に基づき機構との間で締結した抵当権設定契約その他機構との間で締結した担保権の設定契約の各条項に違反する行為をしたとき。

2 債務者は、前項の規定によるほか、債務者の氏名若しくは住所の変更後その変更の通知を怠る等債務者の責めに帰すべき事由によって貸主に債務者の所在が不明となったとき又は債務者について破産手続開始の決定があったとき又は1つの取得対象住宅に対する2つの債権の併せ貸付けにおいて、2つの借り入れのうち1つの借入れにおいて期限の利益を失ったときは、貸主から債務者に対する返済請求がなくても、この契約に基づく債務の全部について当然に期限の利益を失うものとします。

第4条（延滞損害金）

債務者は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、貸主に対して支払うべき金額に、返済すべき日の翌日から当該支払うべき金額の支払のあった日までの期間の日数に応じ、年14.5%（年365日の日割計算）の割合を乗じて算出した金額に相当する損害金を支払います。ただし、(2)の場合において返済すべき日が休日であったため、その日の翌営業日に毎回の元金を支払ったときは損害金を支払わないものとします。

(1) 債務者がこの契約により期限の利益を失った元金の返済を怠ったとき。

(2) 債務者が毎回の元金の返済を怠ったとき。

第5条（承認及び通知）

- 1 債務者が死亡した場合において、その相続につき単純承認が行われたとき（単純承認を行った相続人が二人以上いる場合に限り、）は、債務者及び単純承認に係る相続人は速やかに通知のうえ、本債務の相続について貸主の承認を受けます。
- 2 債務者（死亡した場合はその相続人）は、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合においては、直ちに貸主に通知します。

(1) 債務者又は抵当権設定者が死亡したとき（第1項に掲げる場合を除きます。）

(2) 債務者又は抵当権設定者について第3条第1項（6）又は（7）に該当する事由が生じた場合、その他債務者の信用状況若しくは経営に重大な変化が生じたとき又は生じる恐れがあるとき。
- 3 債務者又は抵当権設定者は、その氏名又は住所の変更があったときは、直ちに貸主に通知します。債務者又は抵当権設定者が通知を怠る等債務者若しくは抵当権設定者の責めに帰すべき事由により、貸主が発した書面が延着し、若しくは到着しなかった場合又は債務者若しくは抵当権設定者がこれを受理しなかった場合には、通常到達すべき時期に到着したものとみなします。

第6条（担保保存義務等）

- 1 抵当権設定者は、貸主がその都合によって他の担保を変更し、若しくは解除し、又は連帯債務者がある場合の債務者の一人についてその債務の一部又は全部を免除することがあっても、これによる免責を主張しないものとします。
- 2 連帯債務者がある場合の債務者は、貸主がその都合によって他の債務者の一人についてその債務の一部又は全部を免除し、又は放棄することがあっても、これによる免責を主張しないものとします。
- 3 連帯債務者がある場合の債務者は、他の債務者の一人についてその債務の一部又は全部について時効が完成することがあっても、これによる免責を主張しないものとします。
- 4 連帯債務者がある場合に貸主が債務者の一人に対して行った履行の請求は、他の債務者に対しても、その効力が生じるものとします。
- 5 連帯債務者がある場合の債務者の一人又は抵当権設定者が債務の一部を弁済した場合においては、代位によって貸主又は貸主から債権譲渡を受けた者から取得した権利は、貸主又は貸主から債権譲渡を受けた者に対するこの契約に基づく債務が存在する限り、貸主の同意がなければこれを行使できないものとします。

第7条（返済の充当順序）

弁済額がこの契約に基づく債務及び債務者の貸主に対し負担するその他の債務の全額を消滅させるために足りないときは、貸主が適当と認める順序及び方法により充当することができるものとし、債務者はその充当に異議を述べません。

第8条（代わり証書等の差入れ）

債務者は騒乱、災害等貸主の責めに帰すことのできない事由によって証書その他の書類が紛失し、滅失し、又は損傷した場合は、貸主の請求によって代わり証書等を差し入れるものとします。

第9条（公正証書の作成）

債務者は、貸主から請求を受けた場合は、債務者の費用負担により、直ちにこの契約に基づく債務を承認し、かつ、強制執行を認諾する旨を記載した公正証書の作成に必要な手続をとります。

第10条（調査及び報告）

- 1 債務者及び抵当権設定者は、貸主又は貸主の委嘱を受けた者が抵当物件について使用状況等の調査をし、又は報告を求めたときは、いつでもその要求に応じます。
- 2 債務者及び抵当権設定者は、前項によるほか、取得対象住宅について貸主又は貸主の委嘱を受けた者がその使用状況を調査し、又は必要な書類の提出を求めたときは、いつでもその要求に応じます。
- 3 借入金の使途が借入要項2の(1)及び(4)に掲げる資金の場合は、債務者は、貸主の承諾がある場合を除き、この契約の成立後速やかに、貸主に対し、債務者が取得対象住宅の所在地に住民登録をしていることを証する住民票等を提出し、取得対象住宅に自ら居住していることを報告します。
- 4 借入金の使途が借入要項2の(3)及び(6)に掲げる資金の場合は、債務者は、貸主の承諾がある場合を除き、この契約の成立後速やかに、貸主に対し、借入れの際届け出た親族が取得対象住宅の所在地に住民登録をしていることを証する住民票等を提出し、取得対象住宅に当該親族が居住していることを報告します。

第11条（費用の負担）

債務者は、次の(1)から(6)までに該当する費用を負担します。

- (1) この証書の作成に要する費用
- (2) 第1条の抵当権の設定、変更又は抹消に要する費用
- (3) 担保物件の調査又は取立若しくは処分に関する費用
- (4) 債務者に対する権利の行使又は保全に関する費用
- (5) 本契約書並びにその付帯書類等にかかる印紙代
- (6) (1)及び(5)に掲げるもののほか、この契約及び第1条の抵当権設定契約に関する一切の費用

第12条（準拠法・合意管轄）

- 1 この契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。
- 2 債務者又は抵当権設定者の常居所が日本以外の場合であっても、この契約の成立及び効力並びに方式については、当該常居所地法の強行規定の適用がないことを確認します。
- 3 債務者は、本契約に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合、訴額の如何に関わらず東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第13条（個人信用情報機関への登録等）

- 1 債務者は、下記の個人情報（その履歴を含みます。）が貸主が加盟する個人信用情報機関に登録され同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいいます。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限りです。）のために利用されることに同意します。

- (1) 株式会社シー・アイ・シー（CIC）

登録情報	登録期間
本人を識別するための情報（氏名・生年月日・郵便番号・電話番号など） 申込内容に関する情報（照会日・商品名・契約予定額・支払予定回数など）	照会日より6か月間
本人を識別するための情報（氏名・生年月日・性別・郵便番号・住所・電話番号・勤務先名・勤務先電話番号・公的資料番号など） 契約内容に関する情報（契約日・契約の種類・商品名・支払回数・契約額・契約終了予定日など） 支払状況に関する情報（契約日・残債額・請求額・入金額・入金履歴・異動（延滞・保証履行・破産）の有無・異動発生日・契約条件変更内容・延滞解消の有無・延滞解消日・終了状況など）	下記の情報が登録されている期間 この契約期間中及びこの契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年間

- (2) 株式会社日本信用情報機構

登録情報	登録期間
本人を特定するための情報（氏名・生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号等）	下記の情報が登録されている期間
契約内容に関する情報（契約の種類・貸付日（契約日）・貸付金額（契約金額）など） 取引に関する情報（入金日・入金予定日・残高金額・完済日・延滞・延滞解消・債務整理・債権譲渡など）	契約継続中及び契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係わる情報については当該事実の発生日から1年以内）
契約の申込みに関する情報（本人特定情報（氏名、生年月日、電話番号、等）、申込日、申込商品種別など）	照会日から6ヵ月以内

- 2 債務者は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。
- 3 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行いますので、次の連絡先へ直接問い合わせることとします。

- (1) 貸主が加盟する個人信用情報機関

- ア 株式会社シー・アイ・シー（CIC）

<https://www.cic.co.jp/>

☎0120-810-414

- イ 株式会社日本信用情報機構

<https://www.jicc.co.jp/>

☎0570-055-955

- (2) 株式会社シー・アイ・シー（CIC）と提携する個人信用情報機関

- ア 株式会社日本信用情報機構

<https://www.jicc.co.jp/>

☎0570-055-955

- イ 全国銀行個人信用情報センター

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

☎03-3214-5020

- (3) 株式会社日本信用情報機構と提携する個人信用情報機関

- ア 全国銀行個人信用情報センター

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

☎03-3214-5020

- イ 株式会社シー・アイ・シー（CIC）

<https://www.cic.co.jp/>

☎0120-810-414

第14条（債権の信託）

- 1 債務者は、貸主が将来この契約による債権を信託銀行等に信託すること及び貸主がその後当該信託の全部又は一部を解除し又は信託された債権を買戻しできることをあらかじめ承諾します。なお、この契約において「貸主」とあるのは、本項に基づく信託の前においては貴社、信託銀行等への信託の後においては債務者に対する信託譲渡の通知又は債務者によるその承諾があるまでは貴社、債務者に対する信託譲渡の通知又は債務者によるその承諾があった後は当該信託に係る受託者である信託銀行等を指すものとします。
- 2 債務者は、前項により債権が信託された場合においては、信託を受託した信託銀行等の委託により、貴社またはその他の者が当該信託銀行等に代わって元利金の回収その他回収に関連する業務を行うものとされ、信託銀行等がこれに基づいて貴社またはその他の者にこれらの業務を再委託することを承諾し、貴社又は当該信託銀行等から別段の通知があった場合を除き、貴社に対して、この契約に定めるところにより毎回の元利金の支払を行うものとします。
- 3 債務者は前々項により債権が信託された場合において、担保物件に設定されている抵当権の移転登記を、貸主又は信託銀行等の費用負担によって行う場合があることに同意し、かかる場合には必要な協力を提供するものとします。

第15条（個人情報の取扱い）

- 1 債務者及び抵当権設定者は、債務者又は抵当権設定者から提供を受けた個人情報を貸主が次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。
 - (1) 業務内容
 - ア 住宅の建設等に必要な資金の貸付け
 - イ 保有債権及び委託を受けた債権の管理及び回収
 - ウ その他ア又はイに付随する業務
 - (2) 利用目的
 - ア 債務者及び抵当権設定者の本人確認や貸付のための条件等を満たしていることの確認のため
 - イ 独立行政法人住宅金融支援機構の住宅融資保険の付保等のため
 - ウ 貸付の対象となる住宅等の審査のため
 - エ 期日管理等の継続的な取引における管理のため
 - オ お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
 - カ 債務者及び抵当権設定者との間の契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - キ 信託契約及び債権の信託譲渡等のため
 - ク 住宅ローンや住宅関連の情報提供のため
 - ケ 市場調査や分析・統計の実施のため
 - コ アンケートの実施等による貸主に関連する商品やサービスの研究・開発のため
 - サ 団体信用生命保険・共済の加入、継続、弁済金充当手続等の事務のため
 - シ ダイレクトメールの送付等による貸主に関連する商品又はサービスに関する各種案内・提案のため（債務者が送付等を希望した場合に限ります。）
 - ス その他債務者及び抵当権設定者との取引を適切かつ円滑に履行するため
- 2 債務者及び抵当権設定者は、債務者又は抵当権設定者から提供を受けた個人情報を貴社が次表に定めるところにより前項の(2)の利用目的の達成に必要な範囲内で第三者に提供することに同意します。

個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報	提供する期間
信託会社等及び信託管理人	信託契約及び債権信託に伴う信託会社等による債権の管理・回収	債務者の属性（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、職業、収入等）、貸付条件（利率、返済期間、返済方法、借入希望額等）、回収情報（残高、回収元利金、任意繰上返済元金、第1回返済日、最終返済日、毎回の返済日、併用返済有無、返済残回数等）、延滞情報（延滞月数、延滞元利金、延滞損害金）、返済負担率、抵当権設定建物、抵当権設定土地、質権設定債権、残存年数	信託契約の日から信託契約の終了する日まで
独立行政法人住宅金融支援機構	住宅融資保険の保険引受等にかかる事務	債務者の属性（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、職業、収入等）、貸付条件（利率、返済期間、返済方法、借入希望額等）、回収情報（残高、回収元利金、任意繰上返済元金、第1回返済日、最終返済日、毎回の返済日、併用返済有無、返済残回数等）、延滞情報（延滞月数、延滞元利金、延滞損害金）、返済負担率、抵当権設定建物、抵当権設定土地、質権設定債権、残存年数	融資の申込みの日から返済が終了する日まで
団体信用生命保険・共済の引受保険会社及び全国共済農業協同組合連合会	団体信用生命保険・共済の引受等の事務	債務者の属性（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号等）、貸付条件（返済期間、融資額等）、回収情報（残高、最終返済日、返済終了日等）（債務者が団体信用生命保険・共済に加入する場合に限ります。）	この契約の日から返済が終了する日まで
債権回収会社等	債権の管理及び回収	債務者の属性（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、職業、収入等）、貸付条件（利率、返済期間、返済方法、借入希望額等）、回収情報（残高、回収元利金、任意繰上返済元金、第1回返済日、最終返済日、毎回の返済日、併用返済有無、返済残回数等）、延滞情報（延滞月数、延滞元利金、延滞損害金）、返済負担率、抵当権設定建物、抵当権設定土地、質権設定債権、残存年数	この契約の日から返済が終了する日まで

債務者及び抵当権設定者に土地区画整理事業の保留地予定地又は仮換地を譲渡した施行者（施行者から保留地又は仮換地を譲り受けた民間事業者を含みます。）	貸主による担保権実行にあたっての同意又は左の者と債務者及び抵当権設定者との間の譲渡契約の解除を行うための判断	債務者及び抵当権設定者の属性（氏名、住所等）、残高（敷地に係る債務者及び抵当権設定者の所有権の登記が土地区画整理事業の施行等により遅延する場合に限ります。）	この契約の日から返済が終了する日まで
適合証明検査機関及び適合証明技術者	この契約の対象となる住宅	債務者の属性（氏名、住所、電話番号）、融資住宅情報（所在地、構造、建て方、優良住宅取得支援制度、金利引下区分、建物新築（予定）年月日等）（この契約に関して提出した適合証明書の内容について、住宅等を再度検査する必要があると機構又は貴社が認めた場合に限りします。）	この契約の日から返済が終了する日まで

第16条（反社会的勢力の排除）

- 債務者又は抵当権設定者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の(1)から(5)までのいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当せず、関係しないことを確約します。
 - 暴力団員等に属する者が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等に属する者が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってすること等、不当に暴力団員等に属する者を利用していると認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等に属する者に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
 - 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等に属する者と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 債務者又は抵当権設定者は、自ら又は第三者を利用して次の(1)から(5)までに該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貸主の信用を毀損し、又は貸主の業務を妨害する行為
 - その他(1)から(4)までに掲げる行為に準ずる行為
- 債務者又は抵当権設定者が、暴力団員等若しくは第1項の(1)から(5)までのいずれかに該当し、若しくは前項の(1)から(5)までのいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明若しくは確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、債務者は、貸主から返済請求を受けたときは、この契約に基づく債務の全部につき期限の利益を失い、この契約に定める返済方法によらず、直ちにその債務を返済します。

第17条（相殺）

- 返済期日の到来、期限の利益の喪失によって、債務者が貸主に対する債務を履行しなければならない場合、その債務と債務者の貸主に対する債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも貸主は相殺できます。
- 第1項の相殺ができる場合、貸主は事前の通知及び所定の手続を省略して、債務の返済に充当することができます。
- 第1項及び第2項によって相殺をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、計算期間を計算実行の日までとし、貸主が行うものとします。

第18条（成年後見人等の届け出）

- 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人の氏名その他必要な事項を貸主へ書面によって届け出るものとします。
- 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を貸主へ書面によって届け出るものとします。
- 借入日においてすでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされている場合にも、第2項と同様に貸主へ届け出るものとします。
- 第1項乃至第3項の届け出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様に貸主へ届け出るものとします。
- 第1項乃至第4項の届け出の前に生じた損害については、貸主は責任を負わないものとします。

第19条（連帯債務）

- この契約に関する貸主からの連絡・諸通知が連帯債務者のいずれか一人にでもなされた場合、その通知の効力は連帯債務者全員に及ぶものとします。
- 本債務の元利金の返済は、連帯債務者全員で返済するものとします。
- 第2条による繰上返済の場合、第3条による期限の利益喪失の場合の返済、第17条相殺の場合の返済、又は第16条の反社会的勢力の排除の場合の返済にも、連帯債務者全員で返済するものとします。

[特 約 条 項]

第20条（買戻しの特約の登記若しくは所有権移転請求権の仮登記付きの住宅若しくは土地又は定期借地権付きの土地の場合）

- 1 債務者は、取得対象住宅若しくはその敷地に買戻しの特約の登記若しくは所有権移転請求権の仮登記が付されている場合又は定期借地権設定契約を締結している場合において、買戻権若しくは所有権移転請求権を有する者又は借地権設定者（次項において「買戻権者等」といいます。）から、貸主又は債務者若しくは抵当権設定者に対して、住宅譲渡契約（積立分譲住宅の場合は、住宅の積立分譲に関する契約及びこれに基づく譲渡契約）、住宅再譲渡契約、土地譲渡契約、土地再譲渡契約若しくは定期借地権設定契約の解除、住宅若しくは土地の買戻し又は土地の売買予約契約に基づく予約完結権の行使を行う旨の通知があり、貸主から返済請求を受けたときは、この契約に基づく債務の全部又は一部につき期限の利益を失い、借入要項に定める返済方法によらず、直ちにその債務を返済します。
- 2 債務者及び抵当権設定者は、債務者が前項の規定によりこの契約に基づく債務の全部又は一部につき期限の利益を失ったときは、買戻権者等から受領すべき金員のうち、この契約に基づき貸主に返済すべき金額に相当する額を貸主が買戻権者等から直接受領し、本債務の返済に充てることを承諾します。

第21条（敷地利用権の対象となる土地の取得等に伴う追加担保の差入れの場合）

債務者及び抵当権設定者は、貸主に本債務の担保として差し入れた土地以外の土地を借入金に係る住宅に関する敷地利用権（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第6項に規定する敷地利用権をいいます。）の対象とする場合は、遅滞なく貸主にその旨を通知し、貸主の指示により本債務の担保として、当該土地を追加担保として差し入れ、貸主のために直ちに必要な登記手続きを完了し、その登記事項証明書を貸主に提出します。

第22条（自動引落に関する同意）

債務者は、金銭消費貸借契約に基づく毎回の元利金の支払いに関し、借入要項第5項(5)の規定により、下記事項に同意します。

- 1 貴社は、あらかじめ貴社に届け出た返済用預金口座から毎回の元利金に相当する金額を引き落とす方法により、毎回の元利金の支払いに充てるものとします。
ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元利金に相当する金額に満たない場合には、貴社はその一部の返済に充てる取扱はしません。
- 2 上記1の引落日は、毎月6日（その日が契約において定められた休日の場合には、その日の翌営業日）とします。
- 3 債務者は、返済用預金口座について、貴社の承諾なしに解約を行わないものとします。
- 4 債務者は、上記1により引落しが行われた毎回の元利金に相当する金額について、貴社に対し、払戻の請求を行わないものとします。

振込先口座	金融機関	:	三菱UFJ銀行 大伝馬町支店
	預金種類	:	普通預金
	口座番号	:	0043699
	口座名義人	:	(株)カシワバラ・アシスト